

「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン） の一部改正について

改正の概要

（1）親族の範囲

臓器を優先的に提供する意思表示に関して、法律に規定する「親族」の範囲は、立法者の意思を踏まえて限定的に解釈し、配偶者、子及び父母※とする。

※ 配偶者は、いわゆる法律婚に限り、事実婚は含まない。

子及び父母には、特別養子縁組（子の利益のため特に必要と認められる場合に、家庭裁判所の審判により成立する養子縁組）による養子及び養父母を含む。

（2）親族優先提供の意思表示

① 親族優先提供の意思は、臓器提供の意思に併せて、書面により表示する。

② 優先提供する親族を指定した意思が表示（個人名を記載）されていた場合も、その者を含む親族全体へ優先提供する意思表示として取り扱う。

（3）留意事項

① 親族優先提供の意思表示があった場合でも、医学的な理由から、必ずしも親族に対し移植術が行われるとは限らない。

② 親族優先提供を目的とした自殺を防ぐ必要があるため、移植希望者（レシピエント）登録をした親族がいる者が、親族優先提供の意思表示を行い、自殺を図ったときは、親族への優先提供は行われない。

※ この場合、親族も含めた移植希望者全体から、医学的基準により移植を受ける者を選定する。

③ 親族以外の者に優先提供する意思が、臓器提供の意思に併せて表示されていた場合は、優先提供に係る意思表示については無効となる。

④ 臓器の提供先を限定し、その他の者への提供を拒否する意思が明らかである場合は、親族に限定する場合も含め、脳死・心臓死の区別や臓器の別に関わらず、脳死判定及び臓器摘出は見合わせる。

施 行 日

平成22年1月17日